○高山村農業次世代人材投資事業実施要領

平成24年9月4日 要領第6号

改正 平成24年9月27日要領第7号 平成25年9月5日要領第3号 平成26年6月10日要領第2号 平成27年3月4日要領第1号 平成27年6月16日要領第6号 平成28年9月7日要領第7号 平成30年9月3日要領第5号 令和元年6月12日要領第2号

(趣旨)

- 第1条 本事業の実施にあたっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。 (事業の内容)
- 第2条 次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者 に対して農業次世代人材投資資金(以下「資金」という。)を交付する事業 (交付要件等)
- 第3条 村長は、次の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。
 - (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
 - (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規

定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りでない。

- イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対 象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(別記様式第1号)を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、 直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成 り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると村長に認められること。なお、1戸1法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする(なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、第2号のア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエの「交付対象

者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。)。

- (6) 村が作成する人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に定める実質化された人・農地プラン等をいう。以下、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱別記1において同じ。)に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。)。
- (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付等を受けておらず、かつ、原則として実施要綱別記2に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- (8) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク に加入していること。
- (9) 園芸施設共済の引受け対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (10) 平成26年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(交付金額及び交付期間)

- 第4条 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。以下同じ。)を減じた額に5分の3を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。また、交付期間は最長5年間(平成30年度以前に経営を開始した者にあっては、経営開始後5年度目分まで)とする。
- 2 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、前項に規定する額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。
- (3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。
- 3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。) に交付期間1年につき、それぞれ第1項に規定する額を交付する。なお、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第5条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、村長に 承認申請する。

(青年等就農計画等の承認)

- 第6条 村長は、資金の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。
- 2 審査の結果、第3条の要件を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を 支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承 認し、審査の結果を申請した者に通知する。なお、審査に当たっては、普及 指導機関等の関係機関や第24条のサポート体制の関係者による面接等の実施 により行うものとする。

(青年等就農計画等の変更申請)

第7条 第5条の承認を受けた者が、青年等就農計画等を変更する場合は、計画 の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目 ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)。

(青年等就農計画等の変更の承認)

第8条 村長は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、第6条の手続に準じて、承認する。

(交付申請)

第9条 第5条の承認を受けた者は、交付申請書(別記様式第2号)を作成し、村 長に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行う ことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以 内に行うものとする。また、申請の対象は、平成29年4月以降の農業経営とす る。

(資金の交付)

- 第10条 資金の交付申請を受けた村長は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、村長の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。(交付の中止)
- 第11条 資金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)は交付を中止する場合は村長に中止届(別記様式第3号)を提出する。
- 2 村長は、交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第19条第1項第1 号、第2号若しくは第4号から第7号までのいずれかに該当する場合は、資金の 交付を中止する。また、第27条の経営発展支援金の交付を受けた者について は、交付3年目以降の交付を中止する。

(交付の休止)

- 第12条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は村長に休止届(別記様式第4号)を提出する。
- 2 村長は、交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。
- 3 休止届を提出した交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届(別記様式 第5号)を提出する。
- 4 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・ 出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休 止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、前項の手続に

準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第4条第2項 に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合 を除く。

5 村長は、交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(就農状況報告)

第13条 交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別記様式第6号)を村長に提出する。また、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別記様式第6号別添1)を村長に提出する。なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届(別記様式第7号)を提出する。

(住所等変更報告)

第14条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や 電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別記様式第 8号)を村長に提出する。

(就農中断報告)

第15条 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに村長に就農中断届(別記様式第13号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別記様式第14号)を提出する。

(就農状況の確認)

第16条 就農状況報告を受けた村長は、第24条のサポートチームを中心に、普及指導機関等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、同条のサポートチームを中心に、普及指導機関等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行う。確認は、就農状況確認チェックリスト(別記様式第9号)を使い、以下の方法により行う。

- (1) 交付対象者への面談
 - ア 営農に対する取組状況
 - イ 栽培・経営管理状況
 - ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
 - エ 労働環境等に対する取組状況
- (2) 圃場確認
 - ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか
 - イ 農作物を適切に生産しているか
- (3) 書類確認
 - ア 作業日誌
 - イ 帳簿
 - ウ 農地基本台帳の写し
 - (就農中断者の状況確認)
- 第17条 村長は、交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届(別記様式第13号)の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、村長は就農中断届(同別記)の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(交付対象者の中間評価)

- 第18条 村長は、開始型交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で、当該交付対象者の中間評価を実施する。中間評価は、次の方法により行う。
 - (1) 評価会の設置 村長は、第24条のサポートチーム、県普及指導機関等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。
 - (2) 評価方法 村長は、農業経営基盤強化促進基本構想や青年等就農計画等の審査の観点等を参考に評価項目、評価基準を設定し、就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、次号の評価区分のうち該当する区分に決定する。

- (3) 評価区分 評価区分は、原則としてA(良好)、B(やや不良)、C(不良)の3段階とする。
- (4) 評価結果の取扱い 村長は、A評価の交付対象者については、引き続き 交付を継続する。なお、A評価の交付対象者のうち希望する者については、 審査を実施した上で、第27条の経営発展支援金を交付する。また、B評価の 者については、サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。C評価の者については、資金の交付を中止する。
- (5) その他 平成28年度以前に交付対象となった者についても、交付期間中 に評価を実施するものとする。

(交付の停止)

- 第19条 次に掲げる事項に該当する場合は、村長は資金の交付を停止する。
 - (1) 第3条の要件を満たさなくなった場合
 - (2) 農業経営を中止した場合
 - (3) 農業経営を休止した場合
 - (4) 就農状況及び住所等変更の報告を行わなかった場合
 - (5) 就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと村長が 判断した場合(例:青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した 場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない 場合、農業生産等の従事日数が一定(年間150日、かつ、年間1,200時間) 未満である場合、村長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向け た取組を行わない場合など。)
 - (6) 第28条第2項に規定する報告の徴収又は立入り調査に協力しない場合
 - (7) 前条の中間評価によりC評価相当と判断された場合
 - (8) 交付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合(その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。)

(資金の返還)

第20条 次の号に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなけ

ればならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として村長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付 した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当 該事項に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。
- (3) 交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第15条の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間更に就農継続した者及び第18条の中間評価によりC評価相当とされた者を除く。

(返還免除)

- 第21条 交付対象者は、前条第1項病気や災害等のやむを得ない事情に該当する 場合は返還免除申請書(別記様式第11号)を村長に提出する。
- 2 村長は、交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が前条第1項の やむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除すること ができる。

(申請窓口)

- 第22条 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見 込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付するこ とを基本とする。
- 2 人・農地プラン策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(交付情報等の登録)

第23条 村長は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(サポート体制の整備)

第24条 村長は、平成29年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県普及指導機関、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、交付対象者ごとに「技術・経営」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者(サポートチーム)を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、交付対象者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録(別記様式第10号)を取りまとめるものとする。また、第18条の中間評価においてB評価相当とされた者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案を取りまとめ、翌年1年間、指導を行う者とする。

(農業共済等の積極的活用)

第25条 村長は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

(交付対象者情報の共有)

- 第26条 村は、国及び事業実施主体等の関係機関との間で交付対象者の情報を 共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者と なっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況 の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。
- 2 村は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別記様式第12号により適切に取り扱うものとする。

(経営発展支援金事業)

- 第27条 交付対象者は、第18条の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金(以下、「支援金」という。)の交付を希望する者とする。
- 2 交付の手続は、次の各号に定めるとおりにする。
 - (1) 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書(別記様式第

1号別添10。以下、「申請書」という。)を村長に提出する。

- (2) 村長は、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につな がる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知す るとともに、支援金を交付する。
- (3) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了(取組終了)後1か 月以内又は該当事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書(別記 様式第1号別添10。以下「実績報告書」という。)を提出し、承認を得る。
- (4) 村長は、前号の実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は 承認し、支援金の精算を行う。
- 3 交付額は、前項第2号で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、交付対象者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。
- 4 支援対象期間は、次の各号に定めるとおりにする。
 - (1) 支援対象期間は最長1年間とする。
 - (2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付 対象者は年度内に一度、第2項第3号の実績報告書、村長は第2項第4号の精 算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、第2項第1号の交付申請を 行うものとする。
- 5 前項の規定に関わらず、交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、 農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から 融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

(その他)

- 第28条 本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるものの ほか、別に定めるところによるものとする。
- 2 村は、本事業が適正に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、 交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入り調査を行うこ とができる。

3 村は、偽りその他不正行為により、本来受給することのできない資金を不正 に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名その他内 容を公表する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月27日要領第7号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月5日要領第3号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月10日要領第2号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月4日要領第1号)

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の高山村青年就農給付金事業実施要領の規定に基づき実施している 事業に対する要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただ し、第4条第2項、第9条及び第10条については改正後の要領を適用するものと する。
- 3 改正前の高山村青年就農給付金事業実施要領の規定に基づき給付金の給付を受けている者は、第9条の規定にかかわらず、平成27年度分の給付金に限り、 給付金の対象期間前に給付申請をすることができるものとする。

附 則(平成27年6月16日要領第6号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年9月7日要領第7号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月3日要領第5号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月12日要領第2号)

この要領は、公布の日から施行する。

農業次世代人材投資資金申請追加資料

	年 月 日 住 所:
1	氏 名: メールアドレス
-	
2	農業を始めようと思った理由
3	「人・農地プラン」への位置付け
	集落又は地域名等 □位置付けられている □位置付けられる見込み
4	交付期間(経営開始型)
	年 月 ~ 年 月
5	過去の研修等の経験(準備型交付期間)
	年 月 日 ~ 年 月 日
6	その他
	園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ) □ 加入している又は 加入予定(月) □ 加入していない
	生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付
	青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)への加入 □ 加入している □ 加入していない
	世帯全体の所得※ 万円
	添付書類 別添1:収支計画 別添2:誓約書 別添3:履歴書 別添3:履歴書 別添4:離職票の原本(離職票の提示が可能な場合) 別添5:経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等) 別添6:経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど) 別添7:農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し 別添8:通帳の写し 別添8:通帳の写し 別添9:確約書及び当該農地を示す地図(親族から貸借した農地が主である場合) 別添10:経営発展支援金交付申請書(支援金の申請を認められた場合) 別添11:前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等) ※ 「世帯」とは本人のほか、同居または生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当。

収 支 計 画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

農業収入農業経営費							
			計 画 1年目	計 画 2年目	計 画 3年目	計 画 4年目	計 画 5年目
	Uz D .	経営規模					
	TF	生産量					
		売上高					
農	作日・	経営規模					
業収入農収農業経営	150.	生産量					
収		売上高					
入	作日・	経営規模					
	150.	生産量					
業収入農収農業経営		売上高					
	その他						
農	業次世代人材	投資資金*					
収	入計①(資金	: を除く)					
			計 画 1年目	計 画 2年目	計 画 3年目	計 画 4年目	計 画 5年目
ıttı	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経	費					
	雇用労賃						
農業収入農業収入農業経営							
	支出計	2					
収 売上高 A 経営規格 生産量 売上高 その他 農業次世代人材投資資金 収入計①(資金を除く 原材料費 減価償却費 出荷販売経費 雇用労賃							
	# E						

[※] 経営開始1年目は150万円。経営開始2年目以降は(350万円-前年の総所得)×3/5により得られた額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

年 月 日

住 所:

[申請者]

氏 名:

印

(生年月日: 年 月 日: 歳)

誓 約 書

私は、高山村農業次世代人材投資事業実施要領の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。 なお、実施要領の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて 異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(※保証人の 署名、捺印を添えて)誓約します。

> * 保証人 住所

> > 氏名

印

保証人 住所

氏名

印

(保証人氏名は自署すること。)

※保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。

履歴書

1. 氏名等

1. 144				
(ふりがな)				
住 所	〒 —			
(ふりがな)				
連絡先	〒 —			
(ふりがな)		生年月日	年齢 性別	電話番号
氏 名	FI	年 月 日	1. 男 2. 女	

2. 家族構成

氏	名	続 柄	生	年	月	日	住 所						

3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
履						
//发						
歴						
146				年	月	免許・資格

確約書

高山村長	様				年	月	日
	[住 所:					
	[申請者]	氏 名:				印	
		(生年日日・	任	В	р.		告)

私は、下記親族から貸借した農地について、高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領第6号)の規定に基づき、年月日までに当該農地の所有権を自らに移転することを確約します。

なお、期日までに当該農地の所有権が移転できなかった場合、同要領の規定により、当該資金を全額返還いたします。

(農地の譲渡者)

氏 名	本人との続柄	
住 所		

(農地の情報)

所 在 地							
	所 在 地						
	面 積						

(添付書類)

当該農地の位置が分かる地図

ソコカル エロ	別	添	10
---------	---	---	----

	経営発展支援金交付申請(実績報告)書											
高山村長	様						年	. 月	日			
1172			住	所:								
		[甲請者]				年	月	印 日:	歳)			
						頁第 6 号)	第 27	条第2項	の規定に			
			言	2								
高山村長 様 住所: [申請者] 氏名: 印												
2 経費の配	分(実績)											
取組内容		経営発	展支担		そ	の他(B)		備者	劳			
	Н			円			H					
숨 計												
3 事業完了	(予定)年月日	年	J	∄ F	3		·					
添付資料:	取組内容に実際の取 2、領収書※2等						る見積	賃書※ 1、約	枘品書※			

農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付申請書

年 月 日 高山村長 様 氏 名 印

高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領6号)第9条の規定に基づき農業次世代 人材投資資金(経営開始型)の交付を申請します。

竹以貝貝亚(性百四和王/ツ入口で下明								
交付期間	年	月	日	~		年	月	日
今回申請する資金の対象期間	年	月	日	~		年	月	日
前年の総所得*1 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く					円			
今年の交付金額*3、4 経営開始初年度の場合:150万円 経営開始2年目以降の場合: (350万円-(ア))×3/5で算出した額 ただし、(ア)が100万円未満の場合は15	(1)						円	
今回の交付申請額*3 原則として(イ)の半額を記載							円	
生活費の確保を目的とした国の他の事 (例:生活保護制度、雇用保険制度(失業事				給付さ 給付さ		_		

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

			銀行		金庫													
金融			車	店・所出張所							長所							
機関			金 融	Į.	機	関	Ξ	1	_	F								
店舗		類 普通預金·当座預金 口			口座	7座番号												
名等	郵 億	更 局	記号					(当座) 番号			1		! ! ! ! ! !				
口座名			りがな) 名															

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し※
- ・身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し。(夫婦で交付申請する場合はそれぞれ
- ・離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)
- ・税務署等の収受印のある確定申告書の写し(前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合)
- ※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入(添付)しなくてもよい

中 止 届

年 月 日

高山村長様

氏 名 印

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領第6号)第11条第1項の規定に基づき中止届を提出します。

中止日		年	月	日	
中止理由					

休 止 届

年 月 日

高山村長

様

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領第6号)第12条第1項の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間		年	月	日	~	年	月	日
休止理由								
再開に向けた スケジュール	年	月	目					
	年	月	目					
	年	月	日					
	年	月	目					

添付書類

・母子手帳の写し(妊娠・出産により休止する場合)

別記様式第5号(第12条関係)

経営再開届

年 月 日

高山村長様

氏 名 印

農業次世代人材投資資金の受給を再開しますので、高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領第6号)第12条第3項の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年	三月	日~	年	月	日
経営再開日			年 月	日		
交付残期間	年	三 月	日~	年	月	日

就農状況報告(独立·自営就農)

経営開始 年目·<u>受給開始 年目</u> 前半·後半(~ 月分) ※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後○年目」とする。

年 月 日

高山村長様

氏名 囙

高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領第6号)第13条の規定に基づき 就農状況報告を提出します。

1. 営農実績報告

1	作物・部門名		作付面積	(a) · 飼養頭数等	
	合 計				
家	氏	名		年齢・続柄等	農業従事日数
族					
労					
働					
カ					
	雇用労働力			(人・目)	

			区分		面積	(a)		
		Ī.	 听有地				-	
経営	対地		親族から				-	
		借入地	第三者から				-	
(/ \-\	美受託	作目	作業内	勺容		実績		
17戶茅	受武							
前年の	所得 *	_						
13.4	*******	万円						
典类级	2分 甘般	強ル準備や	(どちらかに5	チーック	ナス)			
辰未陷		でている	(200/1967)	ノエック	900)			
	積み立	てていない						
地域の氏名	専属	ト体制につい 関担当者(経		専属担	当者(営	(農資金)	専属担当者	(農地)
は職が								
相談集	≦績又は^	今後相談し	たいことについ	ハて				
		7 KTOK C						
報告录	l 象期間	における交流	売会への参加!	こついて	(どちら	っかにチェック	する.)	
	参加し		7,112		())	,	, 30, ,	
	参加し	なかった						
(「参	加した] にチェッ:	クした場合は具	以下も記	載する。)		
			クした場合は」	以下も記	載する。 回)		
参加(:	クした場合は」	以下も記)		

7.	農業共済その他農業関係の保険への加入状況について
	(どちらかにチェックする。)

 _ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
加入している
加入していない

(加入しているにチェックした場合は以下も記載する。)

8.	計画達	龙に向	けた	今後	の課	題
----	-----	-----	----	----	----	---

添付書類

別添1:作業日誌の写し*2

別添2:決算書及び所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。) *3

別添3:通帳及び帳簿の写し*2

別添4:農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し*2

(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地基本台帳及び契約書の写しは 省略することが出来る。)※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。

別添5: 青色申告決算書(農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合) *3

別添6:農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*4

- *1 7月の報告の際のみ記入する。(資金を除く。)
- *2 準備型研修終了後については、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間(親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する場合は除く。)及び、親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる場合の1回目の報告の際のみ添付する。
- *3 経営開始型の交給期間のみ添付する。
- ※ 様式の2、3及び別添2の内容について、基盤強化法の基本要綱に基づく農業経営指標による自己 チェックを提出している場合は、そのチェック表を添付することで、2、3及び別添2の記載を省略できる。

作業日誌

		作業	内	容		作業時間
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
月	日					
					合 計	

決 算 書

			計 画 a	実 績 b	実績/計画 b / a
	作目:	経営規模			
	,,,,,,	生産量			
		売上高			
農	作目:	経営規模			
業	,,,,,,	生産量			
収		売上高			
入	作目:	経営規模			
	,,,,,	生産量			
		売上高			
	その他				
	農業次世代人材投資資金				
1	又入計①(資	音金を除く)			

		計	画 a	実 績 b	実績/計画 b / a
農	原材料費				
業	減価償却費				
	出荷販売経費				
経営	雇用労賃				
費					
	支出計②				
【参	\$考】設備投資(內容、金額)				
農	農業所得計③ = ①-②				
農外所得④			所得合	計 3+4	

別記様式第7号(第13条関係)

離農届

年 月 日

高山村長様

氏 名 印

農業経営を中止し、離農しますので、高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年 高山村要領第6号)第13条第1項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年	月	日		
-----	---	---	---	--	--

添付書類

- ・廃業届
- ・経営資産の売却日の証明書
- ・生産物の最終出荷日がわかる伝票等

別記様式第8号(第14条関係)

住所等変更届

年 月 日

高山村長様

氏 名 印

高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領第6号)第14条の規定に基づき 住所等変更届を提出します。

	氏名
	住所
変更前	電話番号
	その他 ()
	氏名
	住所
変更後	電話番号
	その他 ()
変更後	住所 電話番号

別記様式第9号(第16条関係)(独立・自営就農者向け)

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:			
確認対象者氏名:			
農業次世代人材投資資金 (経営開始型) 交付の有無:	有	•	無
確認者所属・名前:			
確認日:			

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意名	¢.	強い意欲がある・意欲がある・意欲がない
b 情報収集について 相談の状況等)	て(研修会等への参加、質問・	積極的に収集している・収集している・収集していない
c サポートチーム等	等関係者の助言・指導への対	よく聞き実践している・聞き入れるが実践していない・聞き入れない
d 地域活動への参加	叩状況について	積極的に参加している・たまに参加している・参加していない

イ 栽培・経営管理状況

a	栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
b	機械・施設の操作方法の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
С	農業経営に関する知識の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
d	スケジュール管理について	先を見越した管理ができている・作業が遅れない程度に管理できている・管理できて いない
е	経営管理について	自主的に進めている・意見を聞きながら進めている・自主性がない
f	効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる・取り組むよう努力している・取り組んでいない
g	経営状況(収支状況)の把握	把握している・概ね把握している・把握していない
h	課題の把握	把握し改善に取り組んでいる・把握し改善策を検討している・把握していない

ウ	青年等就農計画等に向けた取組状況			
	a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している	•	②概ね計画どおりの規模で経営している
	a 性 色が快に フィ・C	②計画ジャ	いに進	んでいない

理由]			
at the Mrs I			
改善策]			

③計画どおりに進んでいない。

b 生産量について						
「作物(畜種)名:	1	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している				
1作物(苗悝)名:	J	③計画どおりに生産できていない				
「作物(畜種)名:	1	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している				
LTF物(雷俚)名:	J	③計画どおりに生産できていない				
「作物(畜種)名:	1	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している				
LTF物(雷悝)名:	J	③計画どおりに生産できていない				

理由]		
改善策]		
売上高について		
元工間について		
		①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上してい
[作物(畜種)名:]	
		③計画どおりの売上げを得られていない。
		①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上してい
[作物(畜種)名:]	
		③計画どおりの売上げを得られていない。
[(h-h- (-t-ts) h	,	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上してい
[作物(畜種)名:]	③計画どおりの売上げを得られていない。
		③計画とわりの完上りを付られていない。

[改善策]			

エ 労働環境等に対する取組状況

a	圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている・概ね整備できている・整備できていない
b	農作業安全への取組状況	安全に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・概ね取り組んでいる・取り組んでいない
С	食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・概ね取り組んでいる・取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用 (確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある 作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている 適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

ア	農業従事日数日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日	時間			
イ	帳簿の管理状況				
1	適切に帳簿をつけている ・	帳簿をつけているが	、一部、記帳さ	れていないものがある	帳簿をつけていない
ウ	農地基本台帳(農地の権利設定に	こ変更があった場合の	み)		
	農地法第3条の許可	「等により農地の権利を 有	Tしている ・	農地法第3条の許可	等を得ていない
	変更後の農地面積				
	所有地		a		
	借入地親族から		a		
	第三者から		a		
4	総合所見				

サポートチーム活動記録

交付対象者住所:
交付対象者氏名:
サポートチーム(経営・技術担当)名前:
サポートチーム(営農資金担当)名前:

訪問日·時間: 年 月 日 時 分~ 時 分

サポートチーム(農地担当) 名前:

1	交付対象者への面談用 (これまで	での状況について聞き取って下さい。)
ア	青年等就農計画等の達成に向けた取組	状况
	a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している
	a 経色が快について	③計画どおりに進んでいない。
	③計画どおりに進んでいない場合は、その	理由と改善策について交付対象者とサポートチーム認識を共有し、下欄に記載する。
	[理由]	
	[改善策]	

b 生産量について							
「作物(畜種)名:	,	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している					
11F物(宙性)名:	,	③計画どおりに生産できていない					
「作物(畜種)名:	7	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している					
LTF物(雷性)和:	,	③計画どおりに生産できていない					
「作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している					
LTF物(雷悝)名:		③計画どおりに生産できていない					

	その理由と改善策について交付対象者とサポートチーム認識を共有し、	下欄に記載する。
[理由]		
[改善策]		

c 売上高について							
「作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している					
LIF物(亩性)名:		③計画どおりの売上げを得られていない。					
「作物(畜種)名:	1	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している					
LTF物(宙性)右:	1	③計画どおりの売上げを得られていない。					
「作物(畜種)名:	1	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している					
【作物(雷悝)名:	J	③計画どおりの売上げを得られていない。					

③計画どおりに進んでいない場合は、	その理由と改善策について交付対象者とサポートチーム認識を共有し、	下欄に記載する。
[理由]		
[改善策]		

	農地法第3条の許可等により農地の権利を有している・・ 農地法第3条の許可等を得ていない	
変更後の別	農地面積	
所有地	a	
借入地	親族から a 第三者から a	
総合所見	見	
700 11 7717	74	

返還免除申請書

年	月	日
	/ 1	

高山村長 様

氏 名 印

高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領第6号)第21条の規定に基づき 返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	
返還免除申 請までの経 緯	

添付書類

診断書(病気等の場合に添付) 被災証明書(災害等の場合に添付) その他関係書類等

高山村長 様

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

村は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、村は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関(注)へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 (注)

国、事業実施主体(全国農業会議所)、都道府県、市町村、市町村農業委員会、青年農業者等育成センター、農業共済組合、農業団体

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(法人・組織名)

氏名

印

別記様式第13号(第15条、第17条関係)

就農中断届

年 月 日

高山村長

様

氏名

印

高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領第6号)第15条第1項の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間		年	月	日~	年	月	日
中断理由							
就農再開に向けた スケジュール	年	月	日				
	年	月	日				
	年	月	日				
	年	月	日				

別記様式第14号(第15条関係)

就農再開届

年 月 日

高山村長様

氏名 印

高山村農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年高山村要領第6号)第15条第1項の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断予定期間	年	月	日~	~	年	月	Ħ
就農再開日	年	月	日				
要就農継続残期間	就農再	手開 日	~	年	月	日	

別記様式第1号(第3条関係)

別記様式第2号(第9条関係)

別記様式第3号(第11条関係)

別記様式第4号(第12条関係)

別記様式第5号(第12条関係)

別記様式第6号(第13条関係)

別記様式第7号(第13条関係)

別記様式第8号(第14条関係)

別記様式第9号(第16条関係)

別記様式第10号(第24条関係)

別記様式第11号(第21条関係)

別記様式第12号(第26条関係)

別記様式第13号(第15条、第17条関係)

別記様式第14号(第15条関係)